# 県内5例目　飯山市の「いいやま地域づくり協同組合」を特定地域づくり事業協同組合 として認定しました

「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」に基づき、飯山市の「いいやま地域づくり協同組合」を特定地域づくり事業協同組合として認定しました。
県内では、生坂村、小谷村、飯綱町及び信濃町に続く5例目の認定となります。

## ◆ 認定の概要

認定年月日　：令和8年 11 月 27 日
名称　　：いいやま地域づくり協同組合
住所　　：長野県飯山市大字木島 601 番地1
代表者氏名　：代表理事　小田切　豊
地区　　：長野県飯山市
事業　　：組合員のためにする「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」に基づく特定地域づくり事業としての労働者派遣事業
認定の期間　：10年間（有効期間満了の日：令和18 年 11 月 26 日まで）

※「**特定地域づくり事業**」とは、季節ごとの労働需要等に応じて複数の事業者の事業に従事する「マルチワーカー」を事業協同組合が雇用し、複数の組合員（事業者）に派遣する労働者派遣事業等をいいます。

### ＜特定地域づくり事業協同組合制度とは＞

人口の急減に直面している地域において、地域の担い手の確保・定着及び地域における事業の維持・拡大を図るため、年間を通じた安定的な雇用の場や一定の給与水準を確保できる環境を整備する制度です。（※ 活用イメージは「別紙」のとおり）

令和8年 10 月 30 日現在、全国 42 道府県で 151 組合が認定を受けています。

「**特定地域づくり事業協同組合制度**」を活用することにより、以下のメリットがあります。
① 労働者派遣事業（無期雇用職員に限る。）を許可ではなく、届出で実施することが可能
② 組合運営費について、国等から財政支援を受けることが可能

しあわせ信州創造プラン 3.0
~大変革への挑戦 「ゆたかな社会」を実現するために~
女性・若者から選ばれる県づくりプロジェクト
[長野県総合5か年計画推進中]

（問合せ先）
担　当　企画振興部地域振興課活力創出係
渡辺、藤井、帯刀
電　話　026-235-7021（直通）
026-232-0111（代表）内線 3787
F A X　026-232-2557
E-mail　katsuryoku@pref.nagano.lg.jp